

第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和元年9月20日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和元年9月20日(金曜日)

午前9時58分開議

午前11時2分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補
正予算(第2号)

報告第4号 専決処分の報告について

報告第31号 公益財団法人熊本県武道振興
会の経営状況を説明する書類の提出に
ついて

報告第32号 公益財団法人熊本県暴力追放
運動推進センターの経営状況を説明す
る書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①熊本県手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

②平成31年度(令和元年度)全国学力・
学習状況調査の各教育事務所管内等及
び県立中学校全体の結果と今後の対策
等について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕
副委員長 竹崎 和虎
委員 城下 広作
委員 溝口 幸治
委員 淵上 陽一
委員 増永 慎一郎
委員 岩田 智子
委員 島田 稔

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古 閑 陽 一

教育理事 青 木 政 俊

教育総務局長 野 尾 晴一朗

教育指導局長 牛 田 卓 也

教育政策課長 上 塚 恭 司

学校人事課長 磯 谷 重 和

社会教育課長 井 芹 護 利

文化課長 中 村 誠 希

施設課長 川 元 敦 司

高校教育課長 那 須 高 久

義務教育課長 古 田 亮

特別支援教育課長 牛 野 忠 男

学校安全・安心推進課長 重 岡 忠 希

人権同和教育課長 井 上 大 介

体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 小 山 巖

警務部長 志 賀 康 男

生活安全部長 林 修 一

刑事部長 甲 斐 利 美

交通部長 古 庄 幸 男

警備部長 原 秀 二

首席監察官 開 田 哲 生

参事官兼警務課長 平 良 俊 司

参事官兼会計課長 荒 木 伸 一

参事官

兼生活安全企画課長 上 田 栄 治

参事官兼刑事企画課長 中 川 成 記

参事官(組織犯罪対策) 野 尻 保 之

参事官兼交通企画課長 井 上 智

参事官(運転免許) 今 村 光 宏

参事官兼警備第一課長 奥 村 一 精

総務課長 中 尾 政 広

少年課長 二子石 和 浩

交通規制課長 原 田 聖 哉

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博

政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時58分開議

○山口裕委員長 ただいまから、第3回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から総括説明を、続いて担当部課長から説明をお願いします。

初めに、小山本部長。

○小山警察本部長 委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、御理解と御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心からお礼を申し上げます。

それでは、今回、県警察から提案申し上げます4件の議案等の概要について御説明いたします。

まず、予算関係でございます。

第1号議案、令和元年度熊本県一般会計補正予算(第2号)については、歳出予算として、運転免許系システム管理費で658万9,000円の増額補正をお願いしております。

また、令和2年度に予定しております警察移動無線通信システム整備事業についての債務負担行為の追加設定及び上天草警察署整備事業についての債務負担行為の増額設定をそれぞれお願いしております。

次に、報告第4号は、専決処分させていただきました5件の交通事故の和解及び損害賠

償額の決定についての報告です。

次に、報告第32号は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの平成30年度決算と令和元年度事業計画に関する書類を提出するものです。

最後に、追加提案として、総務常任委員会で御審議いただいております議案第46号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定については、道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許に関する手数料の標準額が見直されるため、運転免許証交付手数料等の改定を行うものです。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○山口裕委員長 引き続き、担当部課長から説明をお願いします。

○荒木会計課長 会計課長の荒木でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料にあります、第1号議案、熊本県一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

資料の1ページ、歳出の欄をごらんいただきたいと思います。

運転免許系システム管理費で658万9,000円の増額をお願いしております。

これは、本年6月の道交法改正に伴う総合運転者管理システムの改修に要する経費でございます。

補正後の警察費の総額は、資料の警察費計の欄に記載してありますとおり、401億1,611万2,000円となります。

続きまして、2ページをお願いいたします。

こちらは、債務負担行為補正でございます。

上段をごらんください。

警察移動無線通信システム整備事業について、3億545万1,000円の限度額設定をお願いしております。

これは、電波法の改正により、現在の無線機が令和4年の12月以降使用できなくなることや、現行無線機の著しい老朽化に対応するため、全国警察において、順次、新型無線機への変更を行っているところでありますが、九州管区内につきましては、令和3年4月から新型機を運用することから、国費配分による不足分を県費で整備するものであります。

契約手続や無線機の発注から納品まで、ある程度の期間を要することから、9月補正予算において債務負担行為設定を行うものでございます。

次に、下段をごらんください。

上天草警察署整備事業について、530万円の増額変更をお願いしておりますが、今年度から行う庁舎新築に係る設計委託費を増額する
必要が生じたことに伴うもので、限度額は8,828万3,000円となります。

以上、会計関連でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○開田首席監察官 監察課でございます。

資料の3ページ、4ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告についてでございます。

これは、公用車交通事故の専決処分5件の和解及び損害賠償額の決定について御報告させていただくものでございます。

それぞれの事故の概要につきましては、資料の5ページに記載しておりますとおりで、全て物損事故でございます。

また、相手方への賠償は、警察が加入する自動車保険で全て対応しております。

なお、本年8月末現在の公用車交通事故は、警察側にも何らかの責任のある事故が24

件発生し、対前年比ではマイナス2件と減少傾向でございますが、今後も引き続き、公用車の交通事故防止のため、職員の意識啓発と指導、教養等に取り組んでまいります。

監察課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○野尻参事官 刑事部参事官でございます。

私からは、6ページ記載の報告第32号、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

同センターにつきましては、県が出資している法人でありますことから、地方自治法の規定に基づき、決算や事業計画に関する書類を県議会へ提出するものでございます。

それでは、決算等の概略について、卓上に配付しております別紙により説明させていただきます。

同センターは、暴力のない、明るく、住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立された公益法人でありまして、暴力団排除のための広報、啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を積極的に推進しております。

平成30年度の決算につきましては、収入が3,629万1,786円、支出が3,599万9,694円となっております。

次に、令和元年度事業計画について御説明いたします。

令和元年度も、前年度に引き続き、暴力団を許さない県民意識の高揚、暴力団等による不当な行為からの被害防止を事業の基本としまして、相談活動事業、暴力団離脱者更生促進事業等の犯罪被害者救済事業、広報啓発事業、暴力団排除組織・団体等への支援事業等の犯罪被害防止事業を行ってまいります。

なお、令和元年度の予算額につきましては、収入が4,186万9,274円、支出が4,445万1,934円でございます。約260万円ほどの支出

の超過分につきましては、例年どおり、前期繰越金で対応することとしております。

暴迫センターは、県警察と緊密に連携し、引き続き、6代目山口組の分裂に伴い継続している対立抗争状態への対応、熊本地震に関する復旧・復興事業への介入を狙った暴力団等の動向などを踏まえ、より一層適正かつ効果的に各種事業の推進を図ることとしておりますので、同センターの活動に対する御理解とお力添えをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、教育委員会から説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 教育長の古閑でございます。

ちょっと少しお聞き苦しい点があるかと思いますが、御容赦願います。

まず、議案の説明に先立ちまして、おわびを申し上げます。

去る7月2日に、部活動経費の不正取得による懲戒免職を初めとして、交通事故による減給、公金の不適正処理による停職の懲戒処分を行いました。また、今月3日には、女子高校生への不適切な行為による免職処分を行いました。これにより、今年度の懲戒処分は4件5人となっております。

これ以外にも、逮捕や略式起訴される事案が3件発生しており、現在、事実関係を確認しており、整理次第、厳正に対処することとしております。

不祥事根絶に向け、現在、次の事柄に取り組んでおります。

1点目は、臨時校長会や教育事務所長の開催による管理職による指導監督のより一層の徹底、2点目は、学校現場で扱われる金銭の管理や事務処理の体制の充実強化、3点目は、不祥事事例研修テキストや不祥事防止チ

ェックリスト等を活用した管理職による教職員一人一人の状況に応じた指導の以上3点でございます。

今後、県民からの信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

それでは、着座にて失礼します。

本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、報告関係1件でございます。

まず、議案第1号、令和元年度熊本県一般会計補正予算につきましては、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金について、3億1,220万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

次に、報告関係につきましては、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について御報告をさせていただきます。

このほか、その他報告事項として、今年度の全国学力・学習状況調査の各教育事務所管内等の結果及び今後の対策等について報告をさせていただきます。

以上が、今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく御願申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○中村文化課長 文化課でございます。

お手元の説明資料、「(令和元年度9月補正予算等)」と記載の資料をごらんください。

資料の2ページをお願いいたします。

文化費でございますが、3億1,220万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復

興基金積立金でございますが、熊本地震で被災した文化財復旧・復興のため、平成31年1月から3月までに寄せられた寄附金を、文化財等復旧復興基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

3ページをお願いします。

報告第31号として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

報告書本体は別冊のとおりですが、本日は、4ページにお示ししております概要に沿って御説明いたします。

熊本県武道振興会は、1の財団の概要にありますように、県内武道の振興に関する事業及び青少年の育成指導に関する事業を行い、県民福祉の向上に寄与することを目的とし、昭和47年3月30日に設立し、平成25年4月1日より公益財団法人へ移行しております。

次に、2の平成30年度事業報告につきましては、武道普及奨励に必要な事業として、講習会や稽古会並びに熊本県武道祭を開催するとともに、青少年育成指導に必要な事業として、少年武道教室や書道教室等を開催しました。

次に、3の平成30年度の決算につきましては、経常収益は3,729万円余であり、経常費用は3,737万円余でございました。

なお、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額は、マイナス7万8,000円余でございました。

次に、4の令和元年度事業計画につきましては、前年度と同様に、講習会等を開催するとともに、熊本県武道祭を11月に開催する予定でございます。

最後に、5の令和元年度予算につきましては、経常収益3,802万円余であり、経常費用は3,804万円余でございます。

なお、経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額は、マイナス2万2,000円余でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で付託議案に関する全ての説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号について、採決したいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○今村参事官 交通部からは、熊本県手数料条例の改正についてを御説明いたします。

それでは、総務常任委員会で審議される条例関係説明資料の熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをごらんください。

今回の手数料条例の改正は、本年12月1日に改正道路交通法施行令が施行されることに伴い、運転免許関係手数料の規定を整備するものです。

それでは、手数料条例の改正内容等について御説明します。

主な改正点は2点あり、1点目は、道路交通法施行令で定める運転免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由として、新たに公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたことが加わつたことにより、当該事由に該当する者の運転免許試験手数料及び運転免許証交付手数料を減額するものです。

公安委員会がやむを得ないと認める事情としては、運転免許更新に必要なシステムの障害等により、免許更新の受け付けができなかつた場合などを想定しています。

2点目は、運転免許証再交付手数料を減額するものです。

道路交通法の改正により、今後は、運転免許証の亡失、滅失等をした場合に限らず、住所変更などの記載事項を変更する場合等でも、再交付申請が可能となります。

これにより、再交付手続を容易かつ迅速に

行うことが可能となることから、道路交通法施行令が定める運転免許証再交付手数料の標準額が減額され、当該標準額に準じて運転免許証再交付手数料額が減額となります。

今回の条例改正による各手数料の改定額については、お手元の資料に記載のとおりとなっております。

なお、今回の改正は、手数料額の改定であるため、熊本県収入証紙条例の改正は不要となります。

手数料条例の施行日につきましては、関係法令の施行日と合わせて、本年12月1日からとしています。

以上で説明を終わります。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

お手元の説明資料、「(その他報告事項)」と記載の資料をごらんください。

資料の1ページをお願いします。

平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の各教育事務所管内等及び県立中学校全体の結果と今後の対策等について御報告します。

1、各教育事務所管内等の状況をごらんください。

県全体の状況につきましては、表の2段目に県平均として示しております。

小学校では、国語は、全国平均を上回っており、算数は、全国平均とほぼ同じ状況にあります。中学校では、国語は、全国平均とほぼ同じ状況にあり、数学と英語は、全国平均を下回っております。

各教育事務所、山鹿市、熊本市は、表3段目以降のとおりでございます。

続きまして、(2)に正答率が全国平均以上または同程度の管内についてまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、(3)をごらんください。

県教育委員会の今後の主な取り組みについ

て御説明をいたします。

まず1点目ですが、子供たちが学ぶ意味を問いながら、能動的に学び続ける「熊本の学び」を推進してまいります。

県教育委員会では、今後目指すべき学力向上に向けた方策について、新たに提案をしていくため、昨年度、「熊本の学び」総合構想会議を設置し、提言をいただき、現在、「熊本の学び」推進プランを作成しているところでございます。

本年度中に、学校全体で学習効果の最大化を目指す取り組み、課題に主体的に取り組む授業への改善、家庭学習のあり方等について具体例を示しまして、家庭と連携しながら、学力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

裏面、2ページをお願いいたします。

2点目は、子供たちが自分の学びを自覚し、主体的な学習につなげる新たな熊本県学力・学習状況調査を実施いたします。

県教育委員会では、これまで県独自の学力調査を実施してまいりましたが、本年度から、採点、集計等を民間に委託し、そのノウハウを活用し、詳細な結果データ、一人一人の課題に応じた個人票だったり、学習プリントを提供いたしまして、調査実施後の学習指導等の取り組みを充実させていきます。

3点目は、英語力の向上に向けた中学校英語検定チャレンジ事業の実施でございます。

中学校3年生が受験する外部検定試験受験料の3分の1以上を助成する市町村に対しまして、県が3分の1以内の範囲で補助金を交付いたします。

このほか、④、⑤に記載のとおり、スーパーティーチャーの活用や研修の充実に取り組んでまいります。

次に、2、県立中学校の状況について御報告いたします。

(1)教科に関する調査結果概要についてですが、表のとおり、全ての教科で全国平均を

上回っております。

(2)今後の取り組みに示しておりますとおり、今後、中高一貫教育校としての特徴を生かした課題研究など、特色ある教育活動を行い、県立中学校全体の授業力向上を図ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩田智子委員 警察のほうの1ページの(2)の丸の2つ目の再交付手続に関する人権費の人権費は、この字は人件費ではないですか。

○今村参事官 失礼しました。申しわけありません。御指摘のとおりでございます。

○岩田智子委員 わかりました。訂正いたします。

それと、教育委員会のほうなんですけれども、学力調査の結果を詳しく載せていただいて、やはり学力テストというのが、狙いが、やっぱり学校での授業の改善とか教育環境とかのその改善をするためのものというのをきちんと見てもらっていて、今後、その調査の結果をどうするかというのを詳しく書いてあるので、とても安心をしました。

いろんな報道があつて、点数を上げるために過去問を何回も解かせたり、そういうような話も聞いたことがありますので、そういう点数を上げるためのものではなくて、その結果をもとにして改善をしていくんだというような形で、本当にしっかり取り組まれるんだなと思って、安心をしております。どうぞよろしくお願いいたします。要望です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 学力テストの平均を出すとこういう分析になる、これも一つの分析だと思うんですけども、平均を上げるには、下の子たちに頑張ってもらって平均により近づけていくということであると思うんですけども、やっぱりトップクラスはトップクラスで、まだまだ伸びていく力というか、そういうのもつけていかないとならないし、これは我々に説明するために平均でということでしょうが、教育現場というか、教育委員会全体としては、さまざまな分析をやって、どうしたらその学力が向上していくのか、苦手な科目をどう克服していくかというのは、やっぱりきめ細やかにやられているのかどうか。

私も、まだ小学生の子がいるので、この何か表みたいなのを持ってきて、親ですから見ますけれども、1回読んだら、何というか、こんなもんかなと思うんですけども、要はそこから先ですよ。どう分析してやっていくかなので。

幾ら言ってもやらない子はやらないし、どちらかという、学校現場を見ていると、何かできる子はもうできるからいいやと、上の子はもういいと、黙っとってもできるからみたいな感じで、できない子のところに集中していくんですけども、これも大事なんだけど、実際は、やっぱりこのできる子たちがさらに伸びていくような、ここの手当てもやっぱり大事な部分ですよ。そういったところは、今どういうふうを考えてやられているのか、教えていただきたいと思います。

○古田義務教育課長 今御指摘ございましたとおり、学校現場は、どうしてもつまづきをなかなか改善できない子供に注力をしがちだということは事実だというふうに思います。

ただ、今度、県の学力調査に関しましては、そのあたりを改善の方向と考えておりま

して、個人票も、それぞれにアドバイスを付したものをお配りする予定でございます。レベルがある程度達成している子供たちには、さらにどのような学習が必要か、個々に合わせたプリントと同様、レベルの高いプリントを今度は御提供すると。

それぞれ個に合ったプリントというものが、学校の先生方ではなかなか、一人一人に作成するのが難しゅうございますので、県の教育委員会としましては、それぞれ子供たちのプリントに取り組む頑張る姿等も認めながら、それぞれの学力の課題に応じた対策を打っていきたいというように考えております。

○溝口幸治委員 きのう、地域対策特別委員会で、なかなか人材が少ないという話があったんですけども、これから人材がふえる可能性はないんですけども、やっぱり世界で戦えるというか、日本のど真ん中で働いていくような子をどれだけ我々が熊本県から輩出していくか、県内に残って頑張っていく子を輩出できるかと、非常に大事だと思うんですね。

極端に言うと、少ない人数ですから、できるやつは幾つものやっぱりやってもらえるような人材育成というのも一つ大事で、もちろん、今おっしゃっているような底上げも大事なんですけども、やっぱり伸びる子はどこまででもやれるような環境を、少しやっぱりそこにも目を向けていくというのが大事だと思いますので、そういう視点を持ってしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○増永慎一郎委員 これは、何というか、圏域で見るとかなり偏在があるように見えますけれども、それぞれの市町村の教育委員会がありますけれども、教育事務所の役割というのは、どういうふうな役割でこれに向かっているのか、ちょっと教えていただきたいと思っています。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

きょう、平均をここに表で出しておりますが、あわせて、ホームページに各教育事務所管内の状況と、それから今後の取り組みについて、各教育事務所でまとめたものを県教育委員会のホームページに9月中に載せる予定でございます。

各教育事務所においては、苦手な教科、厳しい教科についての研修を打ちましたり、厳しい学校へ学校訪問を重ねたり、課題のプリントを持ってまいりましたり、各教育事務所独自で取り組んでいるところではございますが、さらにそのあたりを組織立って行うような検討を、今後進めていかなければならないと考えているところでございます。

○増永慎一郎委員 何というか、私、上益城が地元なんですけれども、やっぱり学校によってかなり差があるという話を聞きました。で、何というか、平均点が悪い学校は、ずっと悪いんですね、もうずっと。で、いい学校は、ずっといいんですよ。そこに何かやっぱり問題があると思うので、やっぱりその辺をきちんと掘り下げてやらないと、例えば、田舎にいて、田舎というか、上益城だったら、熊本の私立中学とかにも簡単に来られるようになりますので、こんないつまでたっても学力が上がらない学校だったら――さっき、上の子たちを伸ばすという話もありましたけれども、やっぱりそういうふうなきめ細やかさがないと、逆に地元に残ってくれないという話も、どうせここにおってもずっと悪いから、先生たちが努力してないんじゃないとか、そういう声もありますから、ぜひそういうのは表に出して、さっき岩田先生が、点数を追いかけるだけじゃないという話がありましたけれども、やっぱりこうやって結果が出れば、誰でもやっぱり追いかける

し、結果を追いかけないと、やっぱり皆さんの底上げができないというふうに思っておりますので、こういった点数は、私、地域力にも、何というか、重なるところがあると思うんですよ。だから、ぜひその圏域ごととか地域ごとにもう一遍見直しをされて、てこ入れが必要などころにはやっぱりちゃんときちんとてこ入れをしていただきたいというように要望しておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○瀨上陽一委員 今、溝口委員、増永委員、岩田委員、それぞれにお話があって、伸びる子はどんどん伸ばしてやってほしいなと思いますし、平均点を上げるためには、下を上げるという話がありましたけれども、やっぱり子供って、小学校から1つずつ上がって、中学校までは、義務教育ですから、上がっていくわけでありましてけれども、一番大事なのは、どこでつまづいているかというのをしっかりとやっぱり見つけてあげること。みんな可能性があるわけでありましてけれども、子供って、多分どこがわからないかというのは、自分でもわからぬと思うんですね。どこでつまづいているかというのがあって、そこさえクリアすれば1つ上がっていくというふうに思いますけれども、やっぱりそういう意味では、球磨の山江で、何だったですか、ICTを使って、一人一人がどこでつまづくかというのがわかる、そのことによって一人一人に対応する教育ができるという話があったんですけれども、やっぱりそこら辺をしっかりと見てあげて、つまづいたところをしっかりと見てあげることが一番大事だろうというふうに思っておりますので、これはもう要望でいいんですけれども、そこら辺は、どうしてこの子がつまづいているかというのをしっかりと見てあげることが一番大事だろうというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願

たいと思います。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 熊本市が今回、この学力調査の結果をもとにしたのかどうかちょっとそこは確かめてないんですが、小学校の高学年を教科担任制にするというような話を、きょうの新聞にもちょっと読者の声で載っていたんですけども、熊本県として、義務教育課としては、その辺はどういうふうに捉えられていらっしゃるでしょうか。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

本県の状況についてでございますが、3年生から6年生の理科等において、5割から6割程度の学校で教科担任制を既に導入をしております。音楽や外国語活動等につきましても、1割から2割程度の教科担任制の導入がございます。

この教科担任制につきましては、負担感軽減でございますとか、専門性の高い指導とかといったメリットが述べられておりますけれども、小学校においては、特に小規模の学校では非常に難しいということや、それから小学生の場合は、発達段階が急でございますので、教科担任同士の情報の交換というのが必須でございます。一人一人の子供を1人の担任が見ていくことと違いまして、そのあたりが、あと時間の確保というものも必要になってまいりまして、県教育委員会としましては、現状を見ていきながら、また、人的な配置の方向もございまして、進めてまいりたいというふうに考えております。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

いろんな意見があると思いますけれども、子供のことをやっぱり一番考えながら見ていて、まあ進める、進めない、いろいろして

いただきたいなと思っています。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○城下広作委員 ちょっと2つだけ警察本部に確認したいことがあります。

最近、あおり運転が非常に社会問題になって、大変、我々が少なくとも報道で見るあのあおりというのは、とんでもない形で、もう厳罰に処してもらいたいぐらいに本当に憤りを感じるような部分なんですよ。

ところが、我々が日ごろ車に乗っていて、明らかに法定速度ぎりぎり、もしくはそれよりちょっと下回るぐらいでゆっくり行かれる方がいて、その後ろにいますと、こちらもいらいらして——もう本音で全部言いますから。どいてもらえんかなと、左にのくとすつと追い抜いていくんだけど、こちらがまた黄色車線をはみ出ていくと、すぐお縄になるもんだから、それはやれぬと。もういらいらしながら、だけど、そういう方が、後ろに縦列ずつとなつていても、なかなかマイペースで行かれて、まあ法定速度ちょっと下回るぐらいですよ。そういう方が、教育的に、いや、譲るといような教育も一方で何かあるという形のほうがいいのではないかとということ、これは、片側1車線の道路の場合はそういう感じで、どこか広いところで譲ってもらえるような感じの、ある意味、そういうことも一つは運転マナーとしてあるのではないかとということ1つ。

もう一つは、2車線でも、必ず右しか行かぬ人がずっといて、そういう人は左ば通つとけど。そうすると、大体行けるんだけど。特に、私は、天草に帰るときも、追い越し車

線において飛ばしやせぬけど、わざわざこちらの、真っすぐに入って、左によければいいのにと、同じ速度でずっと真っすぐだったら、もうこちらのほうが逆に左に行って、そこから追い抜いていくというような形も何回かあります。

だから、要は、2車線ある場合は、基本的に、余裕を持って行かれる方は左を走ると、右側は、比較的譲って追い越しという形、これもあんまり知られてないんじゃないかなというふうに思っています。そうでないと、何かしらちょっと後ろについたら、それがもう逆に言えばあおりと言われてしまったら、派手なあおりと、そういうふうに急いで行くような形の部分が、ちょっと車間距離が近づくことによって、あおりと逆に言われてしまうんじゃないかと、その辺のこともちょっと心配するので。

昔は、ちょっと急ぎたいというんだったら、いわゆるヘッドライトをぱっぱと短時間でやって、そして、それがわかって譲る人も結構多かったけど、多分、今やったらあおりですもんね、たしか。ああいう場面で、ちょっと瞬間的にちょっぴりやったら。

それと、追い越したいので、ウインカーをちょっと右にやるということも昔はあったんですけど、多分、今あれをやると、また、後ろの人間の変った人間があおりというふうなことを言うんだろうなと思うけど、ちょっと今その現状を。まあ、皆さんもよくわかると思います、お互い車に乗る人間は。そのちょっと雰囲気、どなたが答えるかわかりませんが。

○井上交通企画課長 交通企画課から申し上げます。

まず、委員御指摘の著しく交通の流れを阻害するような車のドライバー、これに対しては、現場警察官において現場指導、警告等がなされておるといようなことでやっております。

ます。

それと、委員が2つ目におっしゃいました、追い越し車線をずっと走行すると。これについては、通行帯違反というのがございまして、法定の除外事由がないのに、追い越し車線をある一定距離走行するのを現認した場合は検挙するといようなことで、警察は対応しております。

また、こういったことのおおりの運転については、いろいろ報道等もされておるといことで、啓発活動も実施しております。ドライバーに対しては、いろいろな危険性を広報するとともに、また、あおり運転をされた場合の対処要領として、これは、全ドライバーに対して、みずから無理な追い越し、割り込み、急ブレーキ等を助長するような運転をしないということが1つ。それと、後続車に追いつかれたら道を譲るようにしてくださいといような広報啓発活動も実施しているところでございます。

○城下広作委員 非常にゆっくり行かれる方もおるから、それは尊重しなきゃいけないと思うけれども、やっぱりどこまで、ある意味、車間距離をとるかによって、非常に相手によってはそれを強烈にあおられたといふうに言われた場合には、非常に何かその後続車というのは、ある意味では、逆にそういう気はないんだけどいことで、お互いの感覚がもう一回よく整理されてないと、何か何でもかんでも全部あおりと言われるような形になるかなと。

ただ、一方で、明らかにすごい、ああやって報道にあるようなあおりなんていうのは、これはもう厳罰といえますか、適正に厳しくやっていただきたいと。まず、このことは要望しておきたいと思っております。

もう1点よろしいですか。

もう1点は、最近、高齢者のドライバーの免許返納という問題があるんですけども、

これは、本当に認知で判断能力が落ちた方が更新するのはいかなものかと、私もそういうふうに思います。

ここは、熊本県も最初に取り組み、いわゆる看護師を配置し、認知症の可能性のある方には助言をして、そして返納ということも、ある意味では、機能が低下している方には言っていく、大変大事なことだというふうに思います。

一方で、こういうデータがちょっとあるんですよ。国立長寿医療研究センターというところが研究して発表したのが、いわゆる高齢者が免許を返した途端、いきなり介護状態になる方が多いそうです。これは、免許を返納した人と返納しない人、8倍ぐらいの差があるそうなんですよ。

この数字の検証の仕方はいろいろあるかもしれません。それは、やはり今まで運転ということをやっている、ある程度の緊張とか、ある程度のそういう運動能力が保たれていたのに、急に運転をやめることによって、極度にその緊張の部分とか、いわゆる感覚的なもの、また、運動能力、そして外に出なくなるということによって、だんだん内にこもるといふ頻度が高くなって、介護状態になっていくということがあるみたいなんですよ。

だから、返納することを進めるなということじゃなくて、こういう問題があるということも一応頭に入れながら、県が取り組んでいるその指導、その辺にもちょっと生かしてもらいたいなということ、一つ助言をしておきたいなというふうに思います。

皆さんのほうからも角度的に調べていただいて、そういうデータがあるなら、その絡み合いとあわせて、高齢者の免許返納をどうやっていくかという、この辺のことにちょっと一応のデータとして参考にしていただければなというふうに思います。

これは、ちょっと私がちょうど調べて知った情報だったものだから、ぜひ警察のほうに

も、そういうふうな形で検証する機会があればと思って提案させていただいたということですので、よろしくお願いします。

○古庄交通部長 交通部でございます。

平成30年中に運転免許を自主返納された方は、5,300人ぐらいいらっしゃるんですけども、そのうちの約8割の方は、運転の必要はないという方です。真に身体機能の衰え等で、真に返納していただきたい方というのは15%程度でございます。

全てを返納返納という形で申し上げているわけではございませんで、高齢者講習等の充実もしておりますし、あと運転寿命を延ばすという手だてもございますので、現在、サポートカーあたりの体験乗車会あたりもして、普及促進にも努めておりますし、あとドライブレコーダー等を活用して、本人の運転状況を御自分でも確認していただいて、ひいては自主返納にもつなげるとか、あと補償運転という考え方がございまして、夜間とか雨天、そういう条件が悪いときにはもう運転をしないとか、あと町内だけを運転するとか、あと買い物とか病院に行くときだけを運転するとかいうようなことも推奨しているところでございます。

○増永慎一郎委員 先ほど、あおり運転の部分で、私もちょっと質問しようかなと思っていたんですけども、熊本県で検挙事例とか、そういったのがあったのかどうかちょっと教えていただきたいんですけども。

○井上交通企画課長 あおり運転というのは、道路交通法上に違反名はございません。道路を走行する車両に対し、周囲の運転者が何らかの原因や目的で運転中におおることによって、道路における交通の危険を生じさせる行為のこと、これを総称してあおり運転と言うわけですが、いわゆるあおり運転、これ

で検挙したのは、ここ3年で見ますと、平成29年中に3件、これは内訳を言いますと、上天草署で暴力行為等の処罰に関する法律違反で検挙、宇城署で暴力行為等の処罰に関する法律違反で検挙、八代署で暴力行為等の処罰に関する法律違反で検挙、平成30年中に1件、これは暴行罪で高速道路交通警察隊が検挙しております。それと、本年になりまして、平成31年に、これは暴行及び道路交通法で大津署が検挙した。今申しあげましたように、29年中に3件、30年中に1件、31年に1件、検挙しておるところでございます。

○増永慎一郎委員 そのあおり運転自体に、何というか、罰則がないというか、それを捕まえる手だてがないという話だろうというふうに思っておりますので、それは私もちょっと勉強不足で、さっき城下委員が言われた、こういったことをやったらあおり運転という規定はないみたいなので、なかなか検挙するのは難しいとは思うんですけれども、やっぱり結構見ていたら、先ほど高齢者の話もございましたけれども、高齢者ドライバーに対して、後ろからひっついていたりとか、明らかにあれはおかしいよねというのも結構あるんですよ。

だから、今のところ法律上そういうのがなくて、なかなかどこまでがあおり運転で、どこから先があおり運転じゃないという基準はなかなか難しいかと思うんですけれども、やっぱりパトロールとかをなるべくふやしていただいて——嫌がる人もいますけれども、ふやしていただいて、そういった形で、例えばそれによって人が亡くなったりとかするようなことがないように、ぜひよろしく願いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 私、定期的に県政報告会とかを開いていて、いろんな県民の皆さんから質問とかを受けて、答えられないときには、聞いてきますというふうに言っているんですけども、全国手配をされたあの事件がありましたね。で、ドスを持っていたとか、最終的には何か捕まったのかわかりませんが、その件について、もうどぎゃんことだったんですかみたいな感じで聞かれたことがあって、きちんと答えたいので、てんまつというのを教えていただければと思っています。

○中川刑事企画課長 刑事企画課でございます。

本件は、捜索差し押え許可状の執行のため被疑者方を訪れたもので、逮捕状は発付されていませんでした。そういうことから、捜索の立ち合いを拒否して立ち去ろうとした被疑者を強制的には拘束できなかったというものでございます。

最終的には、公務執行妨害、傷害で逮捕しております。7月14日に逮捕、それから、8月2日に同罪で起訴、そして、今度9月24日には公判の運びというふうになっております。

以上でございます。

○岩田智子委員 わかりました。ありがとうございました。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○増永慎一郎委員 1つだけ。何遍も済みません。ちょっと教育委員会のほうにお伺いしたいと思います。

これは、濱田県議が、2回続けて制服のことについて質問をされました。私もいろいろ考えたんですけれども、何か私たちが着ていたころの制服よりも今のほうが値段が物すごく

く高いんじゃないかなと、私自身感じた次第なんですけれども、昔と比べて、制服の値段というのは、上がっているのかどうかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。昔というと、なかなか基準がわからないかもしれませんけれども。私たちぐらいじゃなくて。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

比較したデータというのがちょっと手元にはなくて、正確なところでお答えがなかなか難しいんですけれども、そういった高いという声があるということは、我々も少し認識はしているところでございます。数値的なものをちょっと伝えられなくて、そういう状況でございます。

○増永慎一郎委員 何か、今生地が全部同じようなのに統一されているというふうな話で、私たちのときには、何か中学校のときに使っていた制服をそのまま使ったりとか、例えば、そこにいろんな飾りを入れなきゃいけない部分に関しては、飾りを入れて使うというような形だったと思うんですね。

だから、その辺につり下がっているどんな制服でも、学校が認める模様を入れれば制服として成り立ったんですけれども、その部分に関しては、今指定業者がいて、やるということになったので、やっぱりより厳密にきちんとした格好にさせた方がいいということで、多分そういうふうになったというふうに思うんですね。

一定的な基準があれば、私は、そんなに素材とかそういうのにこだわる必要がないというふうに思いますし、例えば、今うちの息子は高校生でいるんですけれども、私の卒業した学校に行っています。私たちのときには、普通の白いシャツ、これに学校の校章のバッジ、これをはめとけば、先生がその服はちょ

っとだめじゃないと言わない限りは認められていたんですね。

だから、そういったことを考えれば、あるお店に行けば、1,000円ぐらいでこんなのは買えるわけですよ。だから、そういったことに関して、何か——今全部の学校がここにマークを入れてあって、あれも高いんですよ、1枚。夏だったら、洗いがえとかで4枚も5枚も持っとかなきゃいけないという部分があるので、そういったことの検討なんか何かかされているんですかね。

○磯谷学校人事課長 制服関係につきましては、それ以外のものを含めてなんですけれども、熊本県立高等学校学則というのがございます。そこでは、細かい規定はなくて、別に定めるということで、学校指定物品取扱運用細則というのがありまして、その中でいろいろな定めがございます。

ただ、委員御指摘のとおり、そういった話もございますので、平成29年10月にこちらから各県立学校長のほうには通知を出しておりまして、その中で、生地メーカーの指定の有無とかそういったものも含めて、よく学校と保護者が十分議論して、検討するようというふうな通知を出して進めているところでございます。

また、本会議でも、質問でやりとりをさせていただいたとおり、各方面でいろいろな取り組みというか、指導、指導と言うとちょっとあれですけども、学校とはやりとりをして、その辺の改善というか、対応というのは進めているところでございます。

○増永慎一郎委員 やっぱ高いんじゃないかとか、これはこういうふうに工夫すればいいんじゃないかという、保護者——皆さん方も、多分まだ高校に行かれているとか、県立中とかに行かれている子供さんたちいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう声を

よくやっぱり聞きます。

ですから、濱田議員が2回続けてやられたような形で、そういう声を拾いながら多分やられたと思うんですね。質問をされたと思うんですよ。やっぱりその辺に対しては、きちんと本質的なところをもう一遍見直すなら見直して、透明性を持ってやっていただかないと、やっぱり本当に何か変な話にまでなってしまうかねませんし、一番負担するのは親ですし、ただ、一方では、きちんとした統一性を持たなければいけないというふうに私も思います。

濱田議員は、自由な服装でもいいじゃないかという話をされました。でも、私は、やっぱり制服はあったほうがいいと思います。ただ、その制服を、きちんとした形で、また、皆さん方がそんなに負担に思わないように着るということは、やっぱりこれは教育委員会がきちんと、それぞれの学校がきちんと努力をしていくべきだというふうに思っておりますので、ぜひその意見に関しては、何というか、御努力をしていただきたいというふうに要望をしておきます。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○淵上陽一委員 古閑教育長、きょう、初めからおわびをということで話をされました。本当に気の毒でしょうがないなというふうに思っております。4件で5人、さらに、まだ3件ぐらい発生しているということで、その対応についてもお話がありました。

ただ、やっぱりこれは、もう管理職ではなかなか対応できないんだろうというふうに思っておりますし、私たちもそうですよね。飲み過ぎれば、溝口先輩たちから飲み過ぎるなという、みんなでやっぱり、これこそみんな、先生たちみんなで見守っていくしかないんだろうというふうに思っております。

例えば、今知事であれば、直行便があるというふうに思っています。女子高生への不適切な行為なんて、こんなのは多分初めてじゃないんだろうと私は思うわけでありまして。やっぱり、誰か気づく先生たちも多分いらっしゃるんじゃないかなというふうに思っておりますし、例えば、教育長への直行便で、いや、おかしいんだよと、危ないんじゃないかなろかというような、直接先生たちみんなで見守っていくという、そんな体制もとっていくべきだろうというふうに思っておりますし、これで教育長がわかりましたとか、済ませぬことはありませんので、そういうこともぜひとも考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○古閑教育長 淵上委員のほうから御指摘ございましたけれども、我々も、これだけ昨年度からも続いておりましたし、非常に危機感を持っていますし、そのことは、市町村教育委員会、また、各学校現場も含めて、そういう緊張感を持ってやらせていただいているつもりです。ただ、一方で、やっぱり不祥事が続いているのも事実でございます。

今回の事案は、2つ種類がありまして、1つは、会計事務的な不適正な処理、これはやっぱり幾つかチェックシステムを徹底することによって、多少でも防げる部分はあるかなと思っております。ですから、これは、もう一度そのチェックシステムをより徹底できるように、いろいろ事務方含めて、見直しをさせています。

もう一つは、その不法行為ですね。わいせつ事案も含めて。これは、正直、子供でもわかることなんですよ、悪いことをしてはいけないと。それを、何で起こしてしまうのか。それは、さっき淵上委員も御指摘がありましたように、周りが気づくことによってとめられる場合もあるかなと思っておりますし、でも、最

最終的には本人の自覚、やはり教職員としての自覚をしっかりと持って、やっぱりどこか一線を越えないことを絶えず意識していくということが大事じゃないかなと思っています。

そのために、管理職も、日常の声かけとか含めて、そういうのを徹底するようにはしておりますけれども、やはり最後は自覚を持って、教職員一人一人が子供たちのためにということを考えて取り組むことが、その姿勢が大事なかなというふうに思っていますので、その姿勢の徹底に向けて、もう一度、今図っているところでございますので、皆さんの御指示も御指導もいただきながら、我々も全力で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○島田稔委員 先般、新聞で、来年度予算の概算要求が過去最大の105兆円ということで載っていました。主な要求額が抽出してありましたけれども、文科省が、小中高校で高速大容量の通信ネットワーク整備ということで、375億円か何か組んでありました。これは、どういう中身なのかなと思って、ちょっとわかれば教えていただきたいと思うんですが。

○上塚教育政策課長 まだ詳細はわかりませんが、学校現場に通信ネットワークを整備しまして、できるだけタブレット端末とかを配備して、1人1台に向けて、そういう環境整備をしていくわけですが、通信の環境整備を進めるようにということで予算を措置されているところです。済みません、詳細にはまだ……。

○島田稔委員 まだ。

○上塚教育政策課長 追って。

○古閑教育長 単純に言いますと、1人1台生徒がパソコンを持つと、普通の今やっている回線で結ぶような容量ではパンクしてしまうんですよ。ですから、それをより回線の大きいもので結ぼうというのが国の予算みたいです。

申し上げましたように、まだ詳細はこれからですし、どの程度各地域に配分があるかもまだ全くわかりませんが、ぜひそういう形で、我々県としても、そこはICTを積極的に今後取り入れていきたいというふうに思っておりますので、またいろいろ御支援をいただければというふうに思います。

○島田稔委員 もう1点、教員の働き方改革の一環で、外部人材の登用のための人材費の拡充か何か書いてありまして、何か160数億円載ったと思うんですが、これは今まで議論されてきた、いわば、何と申しますか、先生方の事務作業の代行をする方とかあるいは部活動の指導員のためとか、そういうやつなんですかね、これは。よければ。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

委員おっしゃるとおり、そういったサポートする事務補というか、サポートスタッフみたいなものを既にやっている部分もありますし、あと体育関係の外部のやつという認識でございます。済みません、詳細、もっとほかにもあるのかもしれませんが。

○島田稔委員 ありがとうございます。済みません。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 せっかくだから、教育委員会にもちょっと1つ。

これは要望ですけども、やっぱりどうしてもいじめが現場では絶対あるんですよ。なかなか根絶は難しい。恐らく、その子供は、いじめられているときには、誰に言おうかなというふうに思うんですけども、親に言うケース、やっぱり先生に言うケース、友達に言うケース、いろいろあるんですね。だけど、最初はすぐにはなかなか言わなくて、自分で、やっぱり相手を傷つけるから、自分なりにどうにか我慢しようという葛藤があって、そして、だんだんだんだんエスカレートしたらどこかで言わなきゃいけない。で、勇気を出して先生に言う、友達に言う。そこで、結果的に命を落とす子も中にはいるんですけども、それは小中高含めて。だけど、そのときにやっぱり一番わかってもらいたいのは、まず学校でいじめられたら学校の先生、担任とか、そういうところにやっぱり一番の叫びを言うと思うんですね。

そのときの最初のやはり感覚とか、そこが非常に冷たかったら、しゅんとなって、結果的にもう自分が諦めていくという、だけど、そこで非常に当たりがよかった場合には、ああ救われたと思って、まあそういうのがあると思うんです。

だけど、先生は、先ほど言ったように、いろんな仕事もあって難しく、クラスの全体を見なきゃいけないから、1人につききりで、このことの解決には相当なエネルギーも要って、なかなかそこ辺のミスマッチがあって、結果的に不幸な事案になるようなケースが多いと思うんですね。

それと、今度は、きのうの事件もよく知らないけれども、身内、いわゆる義理の親とかなんとかがその子供に対して虐待。私も、何人も児相の相談をいっぱい受けます。子供があざがあるから、結局、一時、児相で預かると。だけど、そういう相談とか子供の異変も、学校現場で先生が気づかなかつたんだろうかというのもしっぱいあるんですよ、相談

を聞いていて。子供が最近元気がないとか、なかなか、だけど口を開かないのは何かあるんじゃないかと、そういうことを先生が聞いて引き出すと。そういうことも、何かしらちょっとやっぱり、今は難しいのかな。昔は、意外と、我々友達でもそういうのを感じたりなんかして、とめたりとかそういうのがあったけど、非常に今複雑になってですね。

だから、その辺のことを、大変ですけども、先生方もいろいろ、学力のこともあって、学力もどうだこうだって頑張らにやいかぬし、一方では、そうやって命を落とすような形に追い込まれる子供たちもいるということになって、大変ですけども——きのうも、実はそういう相談がちょっとあって、いじめの相談があって。まだ直接は言っておきませんが、やっぱりそれをどうやって解決するかというのは、非常に大概親御さんも悩まれて、かといって、結果的に、その子は今学校に行かない状態になって、相手を特定したら、相手とぎくしゃくになってということで、うちの子に限ってそんなことはしとらぬというふうに突っぱねられる、こういう話があったりとかしたものだから、ここ最近ずっと何件かそういう相談をたくさん受けるものだから、ぜひそういう、学校現場で頭の痛い問題ばかりですけども、ぜひ現場の先生方にも頑張っていただきたいという、もうこれは要望で結構でございます。よろしくお願いしておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○淵上陽一委員 曇っているせいで、ここの部屋の中も何かグレーな感じがしております。

1点、要望だけ。

テレビで、例えば、学校の先生に対して、生徒が挑発して、それをビデオで撮っているとかですね。逆に言えば、警察官がいるとこ

ろで踊って、それをビデオに流したりとかする。ぜひとも、先生も警察官も、強くあってほしいなというふうに思っておりますので、精いっぱい頑張ってくださいという要望で終わらせていただきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○井上交通企画課長 交通企画課から、補足でお願いします。

先ほど、あおり運転の検挙、各年の報告をいたしました。警察といたしましては、このあおり運転を助長するような交通違反、例えば、典型的なものは車間距離不保持ですとか、急ブレーキですとか、合図不履行ですとか、こういった違反も検挙しております。あらゆる法令を駆使してあおり運転の根絶に力を注いでおりますので、補足させていただきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望書が2件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長